

④精華町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の概要（案）

1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

新制度施行に伴い、各市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で定めることとなっている。

2 本町の定める基準（案）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の骨子（案）は、以下のとおり

※太字：従うべき基準、細字：参酌すべき基準

項目	国基準	現在の本町の状況等	町の基準（案）
従事者 （職員の資格）	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者（児童の遊びを指導する者（※1））であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの ※経過措置 省令施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、上記の研修を「修了したもの」は、「修了したもの（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>有資格者を配置 （施行規則「教員免許又は保育士資格を有する者等」）</p> <p>※都道府県知事が行う研修は、新制度で新設</p>	国基準どおり
員数	放課後児童支援員は 1 事業所につき 2 人以上配置し、うち 1 名は補助員をもって代えることができる。	1 児童クラブに 2 人以上を配置 （施行規則）	国基準どおり
児童数	1 事業所につき、おおむね 40 人までとする。	各児童クラブ 30～70 人の定員（施行規則）	現行規定と同様の定員を設定 （※2）
設備関係	<ul style="list-style-type: none"> 事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 専用区画の面積は「児童 1 人あたりおおむね 1.65 m²以上」とする。 専用区画等は、放課後児童クラブを開所している時間帯を通じて、もっぱら当該事業の用に供すること。（利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものであること。 	基準を満たしている。	※国の面積基準を下回る定員設定は行わない。 ※従事者についても、児童数に応じて配置
開所日数	年間 250 日以上の開所、平日 3 時間以上（休日については 1 日 8 時間以上）の開所時間を原則とする。	基準を満たしている。	国基準どおり

その他	<p>○非常災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ・ 避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。 <p>○職員の一般的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者でなければならない。 <p>○職員の知識及び技能の向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の機会の確保 <p>○利用者を平等に取り扱う原則</p> <p>○虐待等の禁止</p> <p>○衛生管理等</p> <p>○運営規程の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 職員の職種、員数及び職務の内容 ・ 開所日、時間 ・ 支援の内容及び利用において支払う額 ・ 利用定員 ・ 通常の事業の実施地域 ・ 通常の利用にあたっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 被害災害対策 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・ その他事業の運営に関する重要事項 <p>○帳簿の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 <p>○秘密保持等</p>	明文規定なし	国基準どおり
-----	--	--------	--------

その他	<p>○苦情への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。 ・市町村から指導または助言を受けた場合は、その指導または助言に従って必要な改善を行うこと。 <p>○保護者との連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等について、保護者の理解及び協力を得るよう努めること。 <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援にあたること。 <p>○事故発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。 	明文規定なし	国基準どおり
-----	---	--------	--------

※1 児童の遊びを指導する者について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者

- ・保育士
- ・社会福祉士
- ・高等学校等を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校）
- ・大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科を修了したもの 等

※2 児童の弾力的な受入れについて

本町の条例施行規則により「町長が特に必要と認めるときは、児童クラブの管理及び運営に支障がない範囲において、定員を超えて利用させることができる。」としているところ。新基準においても、国の参酌すべき基準を十分考慮したうえで、弾力的な対応を行う。